

“赤い羽根”地域福祉活動支援事業助成金交付要綱

制定 令和6年6月1日

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人三島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が社会福祉法人静岡県共同募金会から交付をうけた助成金を、三島市内において地域福祉の充実と発展に取り組む団体等に対し、助成することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の対象)

第2条 助成金は、本会会長（以下「会長」という。）が必要と認める事務又は事業を行う者に対して予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

(交付の申請)

第3条 助成金の交付申請をする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を会長に提出しなければならない。ただし、会長が提出を要しないと認めた添付書類については省略することができる。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) その他会長が認める書類

(交付の決定)

第4条 会長は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付することが適当と認めるものについては、交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第5条 会長は、助成金の交付を決定する場合において助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 助成事業が赤い羽根助成金事業であることを明示すること。
- (2) 助成金は当該助成事業以外の目的に使用してはならないこと。
- (3) 助成事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ会長の承認を受けること。
- (4) 助成事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、会長に報告してその指示を受けること。

(5) 前4号に定めるもののほか、助成事業の目的を達成するため必要な条件を付けることができる。

(決定の通知)

第6条 会長は、助成金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及び指示または条件等を、申請者に決定通知書（様式第4号）により通知しなければならない。

(決定の変更)

第7条 助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。この場合は、交付決定変更通知書（様式第5号）を申請者に通知しなければならない。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(交付時期及び方法)

第8条 助成金の交付時期は、助成事業が申請どおり完了したことを確認した後とする。ただし、会長が特に必要があると認めたときは、助成事業の完了前であっても、助成金の全部又は一部を交付することができる。

(報告及び調査)

第9条 会長は、助成事業が適正に行われているかどうかを知るために必要があると認めるときは、決定通知書を受けた者から報告若しくは資料を提出させ、又は助成事業の関係帳簿、書類その他必要な物件を調査できるものとし決定通知書を受けた者は、これに協力しなければならない。

(実績報告)

第10条 助成金の交付を受けた者は、助成事業完了後速やかに、次の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 完了報告書（様式第6号）
- (2) 実績報告書（様式第7号）
- (3) 収支決算書（様式第8号）
- (4) その他会長が必要と認める書類

(請求)

第11条 決定通知を受けた者が、助成金の請求をしようとするときは、請求書（様式第9号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の規定により請求する場合は、事業の目的を達成するため、特に必要があるときは、概算払いの請求をすることができる。

(助成金の取消及び助成金の返還)

第12条 助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取消し、または助成金の全部または一部を返還しなければならない。

- (1) 助成金を目的外に使用したとき。
- (2) 助成事業の施行方法が不相当であると認められたとき。
- (3) 助成事業の執行について不正の行為が認められたとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。